

社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援 Q&A（10月10日版）

※システム改修支援に関する主な問合せについて、現時点の考え方を整理したものである。
今後、変更があり得る。

問1 今後の補助スケジュールはどのように想定しているのか。

（答）

2次交付、3次交付及び4次交付分については、以下のスケジュールを想定しています。

2次交付

6月12日 事前調査実施（済）

6月27日 事前調査提出期限（済）

7月10日 基準額内示、交付申請受付開始（済）

8月中旬 交付申請提出期限（電子データ8月8日、原本8月19日）（済）

10月中旬 交付決定

3次交付

8月11日 事前調査実施（済）

9月 5日 事前調査提出期限（済）

10月10日 基準額内示、交付申請受付開始（済）

11月上旬 交付申請提出期限（電子データ11月5日、原本11月12日）

11月下旬 交付決定

4次交付

10月下旬 事前調査実施

11月上旬 事前調査提出期限

11月下旬 基準額内示、交付申請受付開始

12月下旬 交付申請提出期限

1月中旬 交付決定

問2 27年度分の想定事業費はいつ頃提示されるのか。

（答）

27年度予算政府案決定後、速やかに提示させていただく予定です。

問3 平成26年度の補助対象は、システム設計、プログラム開発・単体テストまでとなっているが、一部のシステムについては26年度にシステム設計のみを実施し、27年度にプログラム開発以降を実施する予定である。このような場合、27年度にプログラム開発・単体テストの補助申請を受けることが可能なのか。

(答)

システム設計、プログラム開発・単体テストの実施が26年度、27年度に分かれる場合、26年度の申請額（一般分又は国民年金・特別児童扶養手当分の種目別に計上する額（対象経費支出予定額のこと。）が基準額の範囲内であれば、基準額と申請額の差額の範囲内で27年度の補助申請が可能です。

ただし、以下の場合に注意してください。

- 作業が2箇年に分かれるシステム（以下「分割システム」という。）の申請額とそれ以外のシステムの申請額を合計した結果、申請額が基準額を超過する場合
この場合、分割システム以外のシステムの申請額を見直すことにより、交付決定額を基準額以内とします。

基準額のイメージ Aシステムが分割システム

基準額（一般分）	540万円	参考内訳 Aシステム 240万円 Bシステム 300万円
----------	-------	------------------------------------

事業計画書 様式2のイメージ

区分	対象経費 支出予定額	積算内訳
Aシステム	140万円	システム設計
Bシステム	450万円	システム設計、プログラム開発・単体テスト
合計	590万円	

所要額調 様式1のイメージ

	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	国庫補助 所要額 G
一般分	590万円	540万円	540万円	360万円

対象経費支出予定額（申請額）が基準額を超えているため、このままではAシステムの27年度の補助申請はできない。

事業計画書 見直し案

区分	対象経費 支出予定額	積算内訳
Aシステム	140万円	システム設計
Bシステム	<u>300万円</u>	システム設計、プログラム開発・単体テスト
合計	440万円	

Bシステムの申請額を見直し、申請額を基準額の範囲内にすれば27年度の補助申請は可能。

問4 同一年度に複数回補助金を申請する場合の手続きはどのようになるのか

(答)

以下の例のように同一年度に複数回補助金を申請する場合は、交付要綱7により別紙様式第1の変更申請書を提出していただく必要があります。また、その場合、都道府県が取りまとめる別紙様式第5に記載する申請額並びに所要額調(様式1)及び所要額調市町村別内訳(様式2)に記載する金額は、追加額ではなく、既交付額を含めた総額を記載していただきますようお願いいたします。

○変更申請が想定される例

①工程を分けて申請する場合

1次申請 障害者福祉システム(システム設計)

2次申請 障害者福祉システム(プログラム開発・単体テスト)

②システム別に申請する場合

1次申請 生活保護システム、障害者福祉システム、児童福祉システム

2次申請 国民健康保険システム、介護保険システム

問5 当市は27年度からシステム改修を開始するため、補助金も27年度から申請する予定であるが、26年度から申請する場合に比べて不利にならないか。

(答)

26年度に申請のなかった補助金の予算については、国で繰り越し、27年度に26年度事業分(システム設計、プログラム開発・単体テスト)と27年度事業分(プログラム結合テスト・総合テスト、団体内連携テスト)を補助することとしていますが、その場合であっても26年度事業分と27年度事業分でそれぞれ事業費を算出することとしていますので、申請が27年度からになったとしても不利になることはありません。

※補助金を申請する予定のシステムを登録していない場合

「平成26年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金について(追加調査)」(平成26年4月23日付事務連絡)において、27年度までに補助金を申請する予定のシステムを登録いただき、その後も、2次交付事前調査(26年6月)、3次交付事前調査(26年7月)を通じて、修正を受け付けているところですが、まだ登録していないシステムがある場合は、4次交付事前調査(26年10月実施予定)で登録するようお願いいたします。